

小規模多機能ホーム・グループホーム ポランの広場いなせ

小規模事業所等で加算額全体が小額である場合に該当する積算根拠

● 小規模多機能ホーム ポランの広場いなせ

登録者数 4 名（令和 5 年 4 月 1 日現在）

【令和 5 年 2 月の介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算実績】

介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	57,380
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	9,300
介護職員等ベースアップ等支援加算	13,180
総額	79,860

※別紙 処遇改善加算一覧表参照

月当たりの特定処遇改善加算金額 $9,300 \div 4 \text{ 人} = 2,325 \text{ 円}$

● グループホーム ポランの広場いなせ

1 ユニット 9 名（令和 5 年 4 月 1 日現在）

【令和 5 年 2 月の介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算実績】

介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	175,620
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	49,860
介護職員等ベースアップ等支援加算	49,860
総額	275,340

※別紙 処遇改善加算一覧表参照

月当たりの特定処遇改善加算金額 $49,860 \div 9 \text{ 人} = 5,540 \text{ 円}$

以上の実績から、当事業所は小規模事業所で加算額全体が小額である場合に該当する。したがって、経験・技能のある介護職員のうち 1 人以上は、賃金改善に要する費用の見込み額が月額 8 万円以上または賃金改善後の賃金の年額 440 万円以上であることが困難である。